シャープ社友会東京支部　　細則

＜令和７年度改定版＞

シャープ社友会東京支部の運営にあたり下記の細則を定める。

第１項　（事務局）

東京支部事務局は、シャープ幕張ビルに置き、原則としてシャープの休日を除く月曜日午前 10 時から午後 3 時までの間、駐在担当者を置き業務を行なう。

但し、月曜日が祝日と重なった場合は翌営業日に振り替えて駐在する。

第２項　（運営）

（１）　執行役員会の設置

支部長は必要に応じ役員の中から執行役員を指名して、支部運営を円滑に進めるための執行役員会を開催することができる。出席者は支部長・顧問・(副支部長)・事務局長執行役員で構成する。

（２）　役員会の開催

役員会は原則として月１回開催とするが、特に議案が無い場合はこの限りではない。

開催日は前年度末の役員会で年間日程を審議し、年度初めの役員会で決定する。

役員会には必要に応じて議案に関係する会員の参加を求めて開催することができる。

（３）各種会議開催要領

会議は状況に応じてオンライン会議とすることができる。

第３項　（日当・交通費の実費支給）

（１）　役員会（定例・臨時)、広報委員会、ホームページ運営委員会等の出席者には必要な交通費（実費）を支給する。

（２）　事務局担当対応者（当番）に、日当 3,000 円、交通費（実費）を支給する。

（３）　役員会が認めた場合に限り、下記の通り日当・交通費を支給する。

	業　務	日当	交通費　（負担部署）
1	各種会議・調査等への代表出席	1,000 円	実費　　支部会計
2	本部総会への代表出席（日帰り）	5,000 円	実費　　1/2 本部
	本部総会への代表出席（宿泊） （宿泊費上限 8,000）	4,000 円 (2,000＊2)	宿泊費＋　　(1/2 本部) 交通費（実費）(1/2 支部)
	本部総会引継ぎ出席（宿泊）	同上	同上　　支部会計
3	情報便発送業務支援	3,000 円	実費　　支部会計

※本部総会への代表出席の場合は交通費（宿泊費上限 8,000 円）について、１名分の掛かる費用の１/２を本部負担として請求する。

第４項　（同好会）

（１）　同好会は 10 名以上の加入会員があることを前提に、①会の設立趣意書　②会員名簿　③同好会幹事名簿　を役員会に提出し、承認を得て発足する。

（２） 同好会の入会資格

① 社友会の会員であること。

② 同好会に加入している会員の配偶者が同好会活動への同伴参加を希望する場合は会員が加入する同好会に限り当該同好会会長の承認を得て参加することができる。

③ 会員が死亡した場合、その配偶者は希望により同好会活動に参加できるものとする。この場合、配偶者は会員と同様に同好会の年会費を納めることとする。

（３） 同好会は年次総会時に、その活動成果と当該年度の計画を発表することとする。

（４） 同好会に対し、発足年度に限り下記の基準により活動支援金を支給することができる。

構成人員	10～20 名	21～30 名	31 名以上
支援金	10,000 円	15,000 円	20,000 円

（５） 例会等へのゲスト参加

準会員制度新設に伴い資格保有者は期間中同好会年会費免除で例会等にゲスト参加することができる。

第５項　（支部行事・ブロック活動の参加資格）

準会員制度新設に伴い支部行事、ブロック活動の参加資格は次の通りとする。

① 社友会会員及び準会員であること。但し準会員は総会での議決権は有しない。

② 会員の配偶者で同伴参加を希望する場合は、別途特別参加費を支払って参加することができる。

③ 会員が死亡した場合、前４項と同様にその配偶者は、希望により単独でブロック活動に参加することができる。この場合の参加費用は別に定める。

第６項　（年会費）

＜年会費＞　**（令和７年度改定）**

支部会則　第１３条の補足　（本部会則より引用）

（１） 年会費は 3,000 円とし毎年４月、各会員が在籍する本部または各支部事務局の指定する様式に従って本部または各支部事務局へ納付するものとする。なお、新入会員は本部会則第４条（入会の手続き）に従って納付するが、１月１日以降～３月３１日の間に入会するものに限り、その年度の年会費は、1,000 円とする。

（２） 定年及び早期退職時に準会員に入会せず、後日入会申込みした場合は、申込年度の会費は免除し次年度 から会費を納付する。又、既に（2023 年 3 月 31 日以前）退職されている場合も同様とする。

（３） 準会員が会員（正会員を指す）に移行した場合の入会年度の年会費は、入会時期が 4 月～12 月の場合は 3,000 円、1 月～3 月の場合は 1,000 円とする。

＜同好会年会費＞

（１） 同好会年会費（年額 2,000 円）については、年度初めに事務局が代行して社友会年会費と一緒に収受したのち各同好会に還付される。期首の会員数はこの数字で把握され、以後期末まで毎月の会員数の入退会について管理し、各同好会は途中入会者についての年会費を徴収する。

（２） 同好会年会費は、一旦事務局から人数分の年会費が同好会に支払われる。

このうち業務分担金として該当する金額（1,000 円＊会員数）を事務局に支払いをする。
年度途中の入会者にかかる業務分担金は、都度事務局（会計担当幹事）に支払いをする。

（３） １月１日以降同好会に入会する者に限り、当該年度の同好会年会費は免除する。
この場合、業務分担金の事務局支払いも免除する。

第７項　（ブロック別活動）

（１） 東京支部では、地域コミュニティ活動を円滑に進めるため、管内を５つのブロックに分けてそれぞれに委員を置き、その中から互選によりブロック長を選出し住地域を中心とした親睦会・趣味の会等の運営を行なう。

（２） ブロック活動を活発に行なうための「ブロック活動強化費」を支部会計の中から支出し、各々で管理を行ない、年度末に事務局に会計報告をする。
「ブロック活動強化費」は当該年度年会費納入確定後、各ブロック会員数に応じた配分を各ブロック会計に対し行なうものとする。
・北海道ブロック　　会員数＊2,000 円
・第 1～第 4 ブロック　　会員数＊500 円
ブロック強化費の支出にあたっては、会員に対する通信費、委員の打合せ時の交通費及び地域コミュニティ構築のための支出など会員相互の交流を目的とした活動に限定する。

（３） ブロック別活動における催事などの参加資格等については支部会則および細則に準ずることとする。

第８項　（自然災害被災対応）

自然災害（地震・津波・噴火　台風・洪水　竜巻・風災など）による被災で会員の安否が気遣われるような被害が発生した場合は別途定めた連絡網により状況を把握し対応にあたる。

第９項　（その他）

本細則の改定は、役員会の合議で行なうものとする。
本細則は平成１９年４月１日に遡って施行する。
本細則は平成１３年１２月１２日開催の第４０回役員会に於いて承認され制定された。
本細則は平成１９年６月６日開催の６月度役員会に於いて承認され制定された。
本細則は平成２１年６月５日開催の６月度役員会に於いて承認され制定された。
本細則は平成２２年２月４日開催の２月度役員会に於いて承認され制定された。
本細則は平成３０年５月８日開催の５月度役員会に於いて承認され制定された。
本細則は令和１年５月７日開催の５月度役員会に於いて承認され制定された。
本細則は令和４年３月８日開催の３月度役員会に於いて承認され制定された。
本細則は令和５年５月９日開催の５月度役員会に於いて承認され制定された。
本細則は令和７年７月８日開催の７月度役員会に於いて承認され制定された。